別添５

感調第２２４号
令和３年１１月２５日

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員　様

健 康 福 祉 部 長
（感染症対策調整課）

イベント開催等における感染防止安全計画等について（依頼）

今般、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定並びに関連する国事務連絡により、イベント開催等における制限内容が変更となりました。その詳細は下記のとおりです。

つきましては、貴部局内及び貴部局所管の関係団体等に対し周知いただき、引き続きイベント開催時の適切な対応にご協力をお願いします。

今般の開催制限等の変更についての詳細は、県公式ホームページhttps://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/161193.htmlにて公開していますので、併せて当該ホームページの周知をお願いします。

なお、令和３年７月１日付け感調第１１５号「イベント開催に伴う事前相談及び事後対応について（依頼）」にて周知した「全国的な移動を伴うイベント又は1,000人超のイベントを対象に実施していた事前相談及び事後対応」等は、今後対応不要となります。また、今般の変更内容は、近日中に「コロナ社会を生き抜く行動指針」にも反映する予定ですので、併せてご承知置きください。

さらに、今後感染状況に応じて、イベント開催に係る開催制限等を強化する可能性もありますことを念のため申し添えます。

記

１　イベント開催等における必要な感染防止策　　別紙１のとおり

２　開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の実施期間に該当していないイベントの開催について　別紙２のとおり

３　開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の実施期間に該当しているイベントの開催について　別紙３のとおり

4　各種資料の提出先

別紙２及び別紙３において、資料を提出する必要のあるイベント主催者等は、Ｅメールにて以下の提出先に提出してください。

【提出先】

・Ｅメールアドレス：corona-event@govt.pref.gifu.jp
（メールで送付できない場合には、ファックス又は郵送も可）

・ファックス番号：０５８－２７８－３５３６

・郵送先：〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南 2-1-1　岐阜県感染症対策調整課

5　添付資料

別添１　感染防止対策チェックリスト

別添２―１　感染防止安全計画（緊急事態措置区域指定時）

別添２―２　感染防止安全計画（まん延防止等重点措置区域指定時）

別添２―３　感染防止安全計画（その他）

別添３　結果報告資料

別添４　令和３年１１月１９日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

別添５　令和３年１１月１９日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について」

別添６　令和３年１１月１９日付け国新型コロナウイルス感染症対策本部「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」

別添７　令和３年１１月１９日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「ワクチン・検査パッケージ制度の実施に係る留意事項等について」

別添８　令和３年１１月１９日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「外国政府等の発行した接種証明のうち、ワクチン・検査パッケージ制度において 、使用可能とするワクチンについて」

別添９　令和３年１１月１９日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」

別添１０　令和３年７月１日付け感調第１１５号「イベント開催に伴う事前相談及び事後対応について（依頼）」

別添１１　関係団体等周知文書案

担当所属	健康福祉部感染症対策調整課企画連携係		
担当係長	所	担 当 者	井　川
電話番号	内線４９９３、４９９４		
E-mail	c11238@pref.gifu.lg.jp		

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙1

項　　目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる ＊大声を「観客等が、㋐通常よりも大きな声量で、㋑反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 ＊大声を伴う可能性のあるため収容率を50％とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 ＊飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のＢＧＭや応援なども含む。 ＊適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省ＨＰ「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
②手洗、手指・施設消毒の徹底	□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） □主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（１時間に２回以上・１回に５分間以上）の徹底 ＊室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 ＊屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 ＊必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙１

項　　目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 □休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 ＊入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 ＊「大声あり」の場合、座席間は１席（立席の場合できるだけ２ｍ、最低１ｍ）空けること。
⑤飲食の制限	□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 ＊発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙1

項　　目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する ＊体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 ＊練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検　査等の対策が必要。 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 ＊接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 ＊原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 ＊チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の実施期間に該当していないイベントの開催について

別紙２

大声※1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50％超※2であるが
参加予定人数※3 5,000人以下
⇒A

収容率50％以下
⇒A

収容率50％超かつ
参加予定人数5,000人超
⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下
⇒A

参加者予定人数5,000人超
⇒B

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50％以下
⇒A

収容率50％超
⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔 ⇒A
（できるだけ２m最低１m）
の維持を徹底
⇒ 維持ができない場合には
中止を含め開催を慎重に判断

A	イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（**別添１**）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを１年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（**別添３**）を県に提出すること。
B	イベント主催者等は、イベント開催の１か月前（遅くとも２週間前）を目処に県に感染防止安全計画（**別添２**）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（**別添３**）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1　大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。
※2　同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50％を超える場合は除く。
※3　会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。
※4　参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ２m最低１m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50％超の大声ありイベントに該当するものとする。

開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の実施期間に該当しているイベントの開催について

別紙３

大声※1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50％※2以下かつ
参加予定人数※3 5,000人以下 ⇒A

収容率50％超であるが
参加予定人数5,000人以下 ⇒A

参加予定人数5,000人超
ただし人数上限あり★ ⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下
⇒A

参加者予定人数5,000人超
⇒B
ただし人数上限あり★

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50％以下かつ
参加予定人数 5,000人以下
⇒A

収容率50％超
⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔
（できるだけ２ｍ最低１ｍ）
の維持を徹底 ⇒A

⇒ 維持ができない場合には
中止を含め開催を慎重に判断

★人数上限について

原則5,000人まで。ただし、Bの対応により重点措置期間内は20,000人まで、緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限が緩和される。**さらに、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可。**当該制度の適用を希望する主催者は、感染防止安全計画（**別添２**）に当該制度へ登録する旨を明記したうえ県に提出すること。

A	イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（**別添１**）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを１年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（**別添３**）を県に提出すること。
B	イベント主催者等は、イベント開催の１か月前（遅くとも２週間前）を目処に県に感染防止安全計画（**別添２**）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（**別添３**）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1　大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。
※2　同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50％を超える場合は除く。
※3　会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。
※4　参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ２ｍ最低１ｍ）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50％超の大声ありイベントに該当するものとする。